

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（東北ブロック）設置要綱
（案）

令和 5 年 6 月 22 日

地方支分部局連絡会議（東北ブロック）申し合わせ

1. 趣旨

令和 5 年 4 月 28 日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係府省庁の連携の下、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組むため、局長級の関係府省庁地方支分部局連絡会議（東北ブロック）（以下「連絡会議（東北）」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 連絡会議（東北）の構成員は、別記 1 のとおりとする。
- (2) 連絡会議（東北）は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。
- (3) 連絡会議（東北）に議長を置き、議長は東北経済産業局長が務める。
- (4) 連絡会議（東北）の円滑な運営を図るため、課長級の地方支分部局連絡会議幹事会（東北ブロック）（以下「幹事会（東北）」という。）を設置し、構成員は別記 2 のとおりとする。

3. 議事

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4. 事務処理

連絡会議（東北）及び幹事会（東北）に関する事務は、東北経済産業局において行う。

5. 会議の公開等

連絡会議（東北）及び幹事会（東北）は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に東北経済産業局ウェブサイト上に公開する。

ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添 1)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議（東北ブロック）
構成員一覧

省庁名	部・局／役職
総務省	東北総合通信局長
厚生労働省	東北厚生局長
	宮城労働局長
農林水産省	東北農政局長
国土交通省	東北地方整備局長
	東北運輸局長
環境省	東北地方環境事務所長
経済産業省★	東北経済産業局長

機関名	役職
原子力発電環境整備機構	専務理事
東北電力株式会社	取締役副社長

★議長

(別添 2)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する地方支分部局連絡会議幹事会（東北ブロック）
構成員一覧

省庁名	部・局／役職
総務省	東北総合通信局 総務課長
厚生労働省	東北厚生局 企画調整課長
	宮城労働局 雇用環境・均等室長
農林水産省	東北農政局 企画調整室長
国土交通省	東北地方整備局 企画課長
	東北運輸局 交通企画課長
環境省	東北地方環境事務所 総務課長
経済産業省★	東北経済産業局 資源エネルギー環境課長

機関名	役職
原子力発電環境整備機構	地域交流部地域交流第一グループ 課長
東北電力株式会社	電源立地部 課長

★議長